

# 平成30年 第3回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年3月27日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 10名

会 長 2番 縣 次 男  
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 1番 大 津 雄 司  
3番 姫 野 康 二  
5番 高 田 英  
6番 麻 生 俊之輔  
7番 二ノ宮 政 広  
8番 安 部 義 浩  
9番 江 藤 国 子  
10番 小 野 恵美子

4. 欠席委員 4番 坂 本 成 一

5. 議事参与が制限された委員数 2名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

④ 非農地証明の発行について

⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑥ 下限面積（別段の面積）の設定について

⑦ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主任 長田瑞穂

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年 第3回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 9番 江藤 国子 委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっておりますのでよろしくお願い致します。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」

(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について意見があります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議 長

議案第1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思えます。

日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2～9号 8件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、8件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号から9号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案2号からですが、議案2号につきましては、農業委員会会議規則第12条に議席番

号8番 安部義浩委員が議事参与制限を受けますので、一旦退席をお願いします。

(8番 安部義浩委員 退席)

議 長

議案2号につきましては、安部義浩委員さんが退席しましたので、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

本日、議案番号4番、坂本成一委員が欠席されていますので、事務局から説明させていただきます。

渡人は高齢で、耕作が出来なくなった為、受人に作ってもらえないか、と依頼があったそうです。受人は、積極的に水稻栽培を行っており何の問題もないと思います。審議をお願いします。

議 長

それでは、この議案2号について皆さんより質疑を受けたいと思います。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

8番安部義浩委員お入りください。

(8番 安部義浩委員 着席)

議案2号につきましては、賛成多数で承認されました事を報告します。

続きまして、議案3号ですが議席番号10番、小野恵美子委員から説明をお願いします。

10番 小野 恵美子 委員

説明致します。

渡人のお父様が、体調不良の為に畑作が出来ないので、受人から貸して欲しいと申し出があったそうです。受人と渡人の田は隣接しており、受人は高齢ですが忙しい時は息子さんを手伝いに来てくれているので、別に問題はないと思います。

議 長

議案3号について、質疑を受けたいと思います。

質問等ありませんか。

(ありません。)

この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが議席番号4番、坂本委員が欠席していますので、事務局

から説明をお願いします。

事務局

説明します。

渡人は高齢の為、耕作が出来ないのでとのことで、受人に耕作を依頼したそうです。受人は、所有している農地の全てを耕作しているので、間違いなく管理していただけたと思います。何ら問題もないと思います。

議長

議案4号について、質疑があればお願いします。

(ありません。)

この4号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議案5号ですが、議席6番、麻生俊之輔委員から説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案5号を説明したいと思います。

渡人は、高齢のため離農したいとのことで、すでに広い田は売り渡しています。家の周りの3筆残っている農地についてこの度、受人に譲ることにしました。受人は、水の便がいいから育苗もしたいとのことで購入との事です。ご審議をお願いします。

議長

議案5号について、質疑があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この5号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案番号6番ですが議席番号6番、麻生俊之輔委員から説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

渡人は、先月の総会にも審議されましたが、本来は269番地の1の土地を近所の方が購入するということでしたが、その方も農業を辞めたいということで購入を中止されたとのことで、今回、受人に購入のお願いをしたそうです。

議長

議案6号について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

申請事由の譲渡人の希望が納得できない。他の案件でも全て譲渡人の希望があつてということですから、受人が経営規模拡大するわけではない。違和感があるのですが。

事務局

3条の申請に、申請事由を書いていただくアンケートを付けています。申請事由としては、「規模拡大」が一番多い状況ではあります。事務局としては、渡人から申し出があったのですか等の聞き取りをして、申請時における一番主な理由が書かれているものをこの議案に記載しております。

5番 高田 英 委員

普通の農家をされる方ならこんな質問はしないですけど、前に太陽光発電施設に替わっていた経緯がありましたので、その辺はどうなのか。

事務局

委員さんが言われる様に、以前から持っていた土地を太陽光発電施設に、一部ですがされております。これから先計画があるところは、当然、申請時の約束事で3年3耕作をしていただく形でお話させていただいています。

議長

高田委員さんよろしいでしょうか。

5番 高田 英 委員

わかりました。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

続きまして、議案7号ですが議席番号6番、麻生俊之輔委員から説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号7号について説明します。

申請地は、国道210号線の向こうにある農機具や大型機械を横断する時、非常に危険な立地にあり、渡人が高齢で耕作が困難ということで、受人に購入をお願いしたということです。受人は、水稻と畜産を精力的に取り組んでおり、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

議案7号について、質疑があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この7号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案8号ですが議席番号3番、姫野康二委員から説明をお願いします。

3番 姫野 康二 委員

渡人と受人は義理の兄弟であり、申請地は以前より受人が野菜を栽培しておりました。受人は、高齢ではありますが、耕作・管理には問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

議案 8 号ですが、質疑があればお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この 8 号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 9 号ですが、私 (議席番号 2 番 縣 次男委員) の方から説明致します。

2 番 縣 次男 委員

渡人と受人は、祖母と孫の関係でございます。生前贈与ということで話を聞きました。機械も全部揃っています。何も問題ないと思います。ご審議の方、よろしくお願ひします。

議 長

議案 9 号ですが、質疑があればお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

意見無いようでございます。

この 9 号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

### ■日程 第 3 「農地法 5 条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第 10～11 号 2 件)

議 長

日程第 3 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、2 件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第 3 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案 10 号及び 11 号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第 3 種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

それでは、議案 10 号ですが議席番号 1 番、大津雄司委員から説明お願ひします。

1 番 大津 雄司 委員

説明します。

資料 2 ページになります。

受人は渡人の息子さんでして、今は佐伯にいらっしゃいますが、挟間に家を建てたいということです。現状は、畑として使用されているようです。以前に渡人が購入する時

点で、水利権は消滅しておりまして、現状問題はないと思います。ご審議のほどお願いします。

議 長

では、この議案10号について質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、この案件意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案11号について議席番号1番 大津雄司委員から説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

説明します。

資料5ページからになります。

建売分譲ということでありまして、渡人は何回かこの総会での審議されおり、農振除外しまして、こういった形で土地を処分していつている状況です。農業の方もリタイア致しまして、今回処分したいという様な内容になっております。以前も農振をしっかりと外して、この一団は大きく集团的に開発をしている場所であり、あとはこの土地が残っているだけです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案11号について質疑があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

先程、説明があったのですが第1種農地であり、100番1からつながっているということで、連坦していると考えていいのですか。

1番 大津 雄司 委員

以前の総会で審議しましたが、100番1は建売住宅用地でありまして、もうすでに何棟か建っております。

5番 高田 英 委員

わかりました。

もう一ついいですか。建築面積が327.12㎡とありますが、図面等に記載がないようなので、どういうことなのでしょう。

事務局

実面積ではないかと思いますが、調査しまして後日回答致します。

5番 高田 英 委員

わかりました。お願いします。

あと、資料7ページですか、(仮)由布の里Ⅱ宅地造成工事と書いているのですが宅地分譲用地には半分以上持ってなければ、許可すべきではないとなっているのですが、その辺の状況は把握されているんですか。

事務局

販売までは求めておらず、計画通りの家が建っている時点で完了となりますので、二分の一は終わっております。建設で大丈夫です。

5番 高田 英 委員  
わかりました。

議長

他にご質問はないでしょうか。

それでは、この案件意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

#### ■日程 第4 「非農地証明の発行について」

(議案第12～13号 2件)

議長

続きまして、日程第4 非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案12号及び13号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題ないと考えます。

議長

議案第12号の説明がありましたが、付属説明があればお願いします。

事務局

資料11ページになります。

農地は、竹や蔓竹がびっしり生えておりまして大変荒れており、農地には戻せる所ではないと思います。

議長

議案12号について質疑を受けたいと思います。

ご質問はありませんか。

(ありません。)

質問がないようなので、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この12号案件 承認致します。

続きまして、議案13号ですが、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。



(ありません。)

質問がないようなので、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

○日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)」

(議案14~24号 11件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定) 11件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)、議案朗読説明。

議 長

議案14号から17号については、継続設定の案件です。一括して質疑を受けます。質問はありませんか。

(ありません。)

議案14号から17号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案件承認致します。

続きまして議案18号から20号については、議席番号3番 姫野康二委員が農業委員会会議規則第12条の議事参与制限を受けますので、退席していただきます。

(3番 姫野 康二委員 退席)

議 長

それでは、この継続案件の議案18号から20号について、質問があればお願いします。質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案18号から20号 承認されます委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認します。

どうぞ、姫野 康二委員お入りください。

(3番 姫野 康二委員 着席)

議案18号から20号、賛成多数で承認されました事を報告します。

それでは、議案21号ですが、事務局から説明があればお願いします。新規の案件ですので、説明をお願いします。

事 務 局

借受人は、陶芸教室を開いているのですが、農業の従事日数が185日という事でされて

おりますし、農業機械も持っていますので、特に問題はないと思います。

議 長

議案21号について、質疑があればお願いします。

(7番 二ノ宮 政広 委員より挙手有り)

7番 二ノ宮 政広 委員

借受人の経営面積が0となっていますが、貸し借りが成り立つのですか。

事 務 局

貸し借りは、大丈夫です。

貸し借りは、農地法の3条の貸し借りと今回の農業経営基盤強化法の2通りありますが、3条の貸し借りについては、所有権移転と同じで農家要件がありますが、農業経営基盤強化法の貸し借りについては、経営面積の制限はありません。

7番 二ノ宮 政広 委員

なぜ、事由は。小作であるのになぜ違うのですか。

事 務 局

扱われている貸し借りの法律が違う中で、農地の貸し借りについて、国の方も極力緩和するという方向にしております。ただ、農地は守っていかないといけないので、農地法には厳しく面積の要件が定められています。農業経営基盤強化法は、期限が来れば自動的に解約される契約になっていますので、面積などの要件は緩和されています。

議 長

二ノ宮委員、いいですか。

7番 二ノ宮 政広 委員

はい。

議 長

この議案21号案件、承認される委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案22号ですが、事務局より説明があればお願いします。

事 務 局

借受人は、大分市にお住まいの方ですけど、すでに鶴田の方で一区画を借りて耕作しています。そこの近くでどこかあればという事で、探していた様です。仕事も退職しておりまして、農業に従事されているという事で、特に問題はないと思います。

議 長

それでは、この議案22号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この議案22号について、承認される委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 23 号ですが事務局より説明があればお願いします。

事務局  
特にありません。

議長  
この議案 23 号の案件について、質問がお願いします。  
(ありません。)  
質問ないようですので、この議案 23 号案件、承認される委員さんの挙手を求めます。  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 24 号の案件です。説明があればお願いします。

事務局  
記載通りです。宜しくお願いします。

議長  
議案 24 号案件ですがご質問があればお願いします。  
質問ないでしょうか。  
(ありません。)  
この議案 24 号の案件について、承認される委員さんの挙手を求めます。  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

○日程 第 6 「下限面積（別段の面積）の設定について」

(議案 25 号 1 件)

議長  
日程 第 6 下限面積（別段の面積）の設定について、1 件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程 第 6 下限面積（別段の面積）の設定について、議案朗読説明。

議長  
下限面積の設定について質問があればお願いします。  
質問ないでしょうか。  
(ありません。)  
この案件、承認される委員さんの挙手を求めます。  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件承認致します。

以上で会議規則第 7 条による議案審議は終了します。

その他で、ご質問があればお願いします。

8番 安部 義浩委員

議案とは関係ないですけど、下限面積について詳しく教えてください。

事務局

農地法第3条第2項5号により、北海道は2町 他の都府県は50アールと下限面積が決められています(土壌)農地を守る為、荒らさない様 転用だけに使わない様な形で、昭和27年に農地法が出来て、その時に設定されました。各市町村によって、下限面積を下げる所がございます。

議長

他にその他ありませんか。

それでは、審議終了します。お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長 縣 久男  
委員 江藤 国子 